

## 新潟市消防局電子署名取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新潟市消防局行政文書取扱要綱（令和3年10月1日制定）第23条第2項の規定により、電子署名に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号。以下「電子署名法」という。）第2条第1項に規定する電子署名をいう。
- (2) 組織認証局 地方公共団体組織認証基盤（地方公共団体が国又は他の地方公共団体との間で交換する電磁的記録（電子署名法第2条第1項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）が真正なものであることを認証するための基盤をいう。）における認証の機関をいう。
- (3) 個人識別番号 電子署名を行うために必要な符号をいう。
- (4) 電子署名カード 半導体集積回路を一体として組み込んだカード（以下「ICカード」という。）であつて、個人識別番号を格納した電磁的記録に係る記録媒体をいう。
- (5) カード管理者 電子署名カードの保管及び使用の管理を行う者をいう。

(電子署名)

第3条 電子署名は、組織認証局の職責証明書を格納した電子署名カードにより行うものとする。

(電子署名カード)

第4条 前条の規定により行う電子署名に用いる職名及び当該電子署名に係るカード管理者は、別表1のとおりとする。ただし、企画人事課長の合議を得たものは、この限りでない。

(電子署名カードの発行等)

第5条 電子署名カードの発行は、市総務部総務課長（以下「市総務課長」という。）が行う。

2 企画人事課長は、電子署名カードの交付を受けようとするときは、新潟市電子署名取扱要綱（平成21年4月1日制定。以下「市要綱」という。）に準じて市総務課長に申請しなければならない。電子署名カードを更新しようとするときも、同様とする。

3 企画人事課長は、前項の規定により電子署名カードの交付を受けたときは、当該カード管理者へ交付するものとする。

(電子署名カードの管理)

第6条 電子署名カードの保管、使用その他の事務については、別表2に定めるカード担当者がカード管理者の指示により行わなければならない。

2 電子署名カードは、保管場所外に持ち出してはならない。

3 カード担当者は、電子署名カードを使用しないときは、当該電子署名カードを堅固な容器に入れて鍵をかけなければならない。

4 カード担当者は、電子署名カード及び個人識別番号を厳重に管理し、盗難、漏えい等により他人に使用されることのないよう必要な措置を講じなければならない。

(電子署名カードの使用)

第7条 カード担当者は、電子署名カードを使用するときは、電子署名を行う電磁的記録が決裁文書その他の証拠書類と相違ないことを確認しなければならない。

2 カード担当者が不在の場合は、カード管理者があらかじめ定める者に電子署名カードを使用させることができる。

(職務代行等の場合の電子署名)

第8条 別表1左欄に掲げる職にある職員（以下「被代行職員」という。）に事故があるためその事務を代行する職員及び被代行職員が欠けたためその事務を取り扱う職員は、被代行職員の電子署名を使用することができる。

(電子署名カードに係る事故報告)

第9条 カード管理者(企画人事課長を除く。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに、企画人事課長に報告しなければならない。

- (1) 個人識別番号の亡失により電子署名カードが使用できなくなったとき。
- (2) 電子署名カードが破損したことにより使用できなくなったとき。
- (3) 電子署名カードについて盗難、紛失その他の事故があったとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、電子署名カードが不正に使用され、又は不正に使用される可能性がある状態になったとき。

2 企画人事課長は前項の報告を受けたときは、市総務課長に報告しなければならない。

(電子署名カードの廃止)

第10条 電子署名カードの廃止申請は、企画人事課長が行う。

2 カード管理者(企画人事課長を除く。)は、前条各号に該当するとき又は電子署名カードを廃止しようとするときは、市要綱に準じて企画人事課長に申請しなければならない。

3 企画人事課長は、前項により廃止した電子証明カードを遅滞なく、市総務課長に送付しなければならない。

附 則

この要綱は、令和8年3月9日から施行する。

別表 1（第 4 条、第 8 条関係）

電子署名に用いる職名	当該電子署名に係るカード管理者
新潟市消防長	企画人事課長
新潟市北消防署長	同左
新潟市東消防署長	同左
新潟市中央消防署長	同左
新潟市江南消防署長	同左
新潟市秋葉消防署長	同左
新潟市南消防署長	同左
新潟市西消防署長	同左
新潟市西蒲消防署長	同左

別表 2（第 5 条関係）

電子署名カードの所管	カード担当者
消防局	企画人事課長補佐
消防署	予防課長